

「(仮称) 墨田区犯罪被害者等支援条例」の制定に向けた検討状況等について

1 経緯

本区では、これまで犯罪被害者等への支援について、東京都犯罪被害者等支援条例に基づく事業等を活用した支援を基本とし、区独自の条例制定については、他自治体の動向も注視し検討してきた。その上で、この間の特別区における条例制定の進展や、区議会での意見等を踏まえ、新たな墨田区基本計画において「犯罪被害者等への支援」を位置付け、基礎自治体として犯罪被害者等に寄り添った支援体制を構築する必要があると判断し、条例制定に向けた検討を進めることとした。

2 検討状況

(1) あり方検討会の設置

学識経験者、警察、関係行政機関及び民間支援団体等で構成する「(仮称) 墨田区犯罪被害者等支援条例あり方検討会」を設置し、条例の基本的な考え方及び支援内容についての検討を進めている。

(2) 庁内連携会議の開催

庁内関係課による連携会議を開催し、庁内支援メニューの整理及び支援体制の構築等に向けた調整・検討を進めている。

3 基本的な考え方

犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、その置かれている状況に応じた支援を行うとともに、区民等の理解と協力のもと、犯罪被害者等が再び安心して生活できる地域社会の実現を目指す。

こうした考え方に基づき、犯罪被害者等が必要な支援を適切に受けられるよう、以下の支援を検討している。

(1) 犯罪被害者等相談窓口の設置

支援を総合的に実施するための相談支援体制の整備

(2) 犯罪被害者等への支援

ア 犯罪等に起因する相談に関する支援

イ 犯罪等に起因する経済的負担の軽減に関する支援

ウ 犯罪等に起因して日常生活又は社会生活を営むことが困難となった者への支援

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年11月	第4回あり方検討会の実施
令和9年2月	2月議会への条例素案の報告 パブリック・コメントの実施
6月	6月議会への条例議案の提出
9月	条例施行